

改正少年法5年後見直しにあたっての意見

06.10.30 弁護士山崎健一

第1 5年後見直しにあたっての視点

1 法改正の立法事実の検証

- (1) 少年非行の動向
- (2) 少年非行の原因（非行におよぶ「少年像」）
- (3) 今日の少年非行に求められる対応策

2 保護主義に基づく少年司法手続と少年院における処遇の評価

- (1) 少年法の目的
- (2) 少年司法手続
- (3) 少年院における処遇
- (4) 評価

3 国際準則への適合性

第2 国会の付帯決議で示された主な検討項目に関する意見

1 「処分等の在り方の見直し」に関する項目

- (1) 検察官送致可能年齢の引き下げについて
- (2) 法20条2項による検察官送致（いわゆる「原則逆送」）について

2 「事実認定手続の一層の適正化」に関する項目

- (1) 検察官の審判関与および検察官による抗告受理申立について
- (2) 観護措置期間の特別更新について
- (3) 裁定合議制について

3 「被害者への配慮の充実」に関する項目

- (1) 事件記録の謄写・閲覧、および被害者等からの意見の聴取等について
- (2) その他被害者の保護について

4 その他の項目

- (1) 公的付添人制度の在り方について
- (2) 矯正処遇の充実・改善等について

第3 新たに検討すべき項目

1 捜査の改革と少年審判における適正手続の保障について

- (1) 捜査の改革
- (2) 審判における適正手続の保障

2 刑事裁判手続の改革について

3 少年事件に関する情報の公開について

第4 最後に（見直しの議論のあり方について）